

監査の結果に関する報告等の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査の結果に関する報告並びにその結果に基づく意見の内容について、同条第9項及び第10項、八尾市監査基準第16条並びに八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

令和3年1月4日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	重松 恵美子
同	榭井 政佐美

記

1 定期監査

財政部（財政課、財産活用課、市民税課、資産税課、納税課）
市立病院事務局（企画運営課）

2 監査の結果に関する報告及びその結果に基づく意見の内容
別紙のとおり。

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

4 その他

監査結果等については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 山本桂右様

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	重松 恵美子
同	榭井 政佐美

監査結果報告書

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を八尾市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を同条第10項の規定による意見を添えて提出する。

記

- 1 監査の実施期間
令和2年8月6日から同年12月24日まで
- 2 監査の対象部局
財政部（財政課、財産活用課、市民税課、資産税課、納税課）
- 3 監査の対象
令和元年度の財務事務等（必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とした。）
- 4 監査の着眼点及び重点項目
 - (1) 財務事務等の管理及び執行が関係法令に適合し、正確かつ最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点とした。
 - (2) リスクの重要度を考慮し、次に掲げる事項を重点項目とした。
 - ア 市債権の適正管理
 - イ 市が管理する普通財産の取得及び処分
 - ウ 市税の賦課事務
 - エ 市税に係る滞納処分の実施
 - オ 窓口公金取扱事務
 - カ 契約事務
- 5 監査の実施方法
 - (1) 事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、その執行状況を聴取し、質問を加える等の方法で実施した。
 - (2) 本監査の対象のうち、市税の賦課事務については、本市監査専門委員 石崎一登氏にその調査を依頼して実施した。
- 6 監査の結果
監査の結果、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するもの等が見受けられた。なお、

監査専門委員に調査を依頼した事項にあつては、その調査の結果を踏まえ、本監査の結果とした。改善等を要するものについては必要な措置を講ずるとともに、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。

また、改善等を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、遅滞なく報告されたい。

あわせて、地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、公有財産の管理と情報の一元管理について意見を付した。意見の趣旨に十分留意し、本市の組織及び運営の合理化に努められたい。

【財政課】

1 個人情報の開示請求に係る事務について

八尾市個人情報保護事務取扱要領において、個人情報の開示請求を受理すると決定した場合は八尾市文書取扱規程の規定に基づき個人情報開示請求書の收受手続を行うよう定められているが、個人情報開示請求書の收受手続が行われていないので、適正な事務処理に改めること。

2 契約事務について

八尾市財務規則において、契約を締結するときに契約書に記載すべき事項が定められているが、契約書に必要とされる事項の記載がないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

3 備品の管理について

備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品登録がされていないものや廃棄手続がされていないもの等が見受けられたので、備品全般について現品との照合確認を行うとともに備品台帳の整備を図り、適切に管理すること。

【財産活用課】

1 市有資産の売却に係る仕組みの構築について

八尾市財務規則において、財政部長は公有財産の効率的運用を図り、その取得、管理及び処分 of 適正を期すために必要な調整を行わなければならないとされている。売却することが決定された公有財産の処分については、経済性、効率性の観点からも処分が完了するまでの期間をできるだけ短縮させる必要があることから、蓄積した専門的なノウハウを生かし効率的に公有財産の処分が完了できるよう所管課との役割を検討し、整理すること。

2 公有財産管理主任に係る事務について

八尾市財務規則において、部長等は公有財産の管理に関する事務を補助させるため、公有財産を所管する所属に公有財産管理主任を置くこととし、また、当該管理主任は部長等が任免し、財政部長に報告するよう定められているが、財政部長へ部長等からの任命報告はされておらず、管理主任における公有財産の管理等が行われていない。定期的な周知を行うとともに管理主任による公有財産の管理が適切に行われるような取組を検討すること。

3 入札事務について

(1) 入札参加資格審査において、入札参加資格について資料等の提出を求めているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

(2) 八尾市財務規則に基づき入札保証金を免除する場合において、伺書に免除した具体的な理由が記載されていないものが見受けられた。入札保証金は原則として入札参加者に納付させるべきものであり、その免除は同規則に定める事由に該当する場合に認められる限定的なものであることから、伺書にその具体的な理由を記載して決裁手続を経るよう適正な事務処理に改めること。

4 契約事務について

- (1) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、伺書に免除した具体的な理由やその意思決定に係る記載がないものが見受けられた。契約保証金は原則として契約相手方に納付させるべきものであり、その免除は同規則に定める事由に該当する場合に認められる限定的なものであるから、伺書にその具体的な理由を記載して決裁手続を経るよう適正な事務処理に改めること。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付すことができない等のため随意契約を行う場合において、伺書にその具体的な理由が記載されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- (3) 八尾市財務規則等において、契約を締結するときに契約書に記載すべき事項が定められているが、契約書に必要とされる事項の記載がないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

【市民税課】

1 入札事務について

- (1) 指名競争入札の入札参加者を指名する場合において、伺書にその者を指名する具体的な理由が記載されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- (2) 八尾市財務規則に基づき入札保証金を免除する場合において、伺書に免除した具体的な理由が記載されていないものが見受けられた。入札保証金は原則として入札参加者に納付させるべきものであり、その免除は同規則に定める事由に該当する場合に認められる限定的なものであることから、伺書にその具体的な理由を記載して決裁手続を経るよう適正な事務処理に改めること。

2 契約事務について

八尾市財務規則において、契約を締結するときに契約書に記載すべき事項が定められているが、契約書に必要とされる事項の記載がないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

3 市・府民税の減免申請に係る事務について

個人の市・府民税減免申請書の市記入欄の記載事項の金額を訂正する場合において、訂正印がないものや修正テープを用いて訂正しているもの等が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

4 備品の管理について

備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品登録がされていないものが見受けられたので、速やかに所定の手続を行うとともに、適切に管理すること。

【資産税課】

1 固定資産税等の減免に係る事務について

- (1) 地区その他公益施設に係る固定資産税等の減免についての伺書において、減免要件に該当する理由が確認できないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- (2) 八尾市市税条例において、固定資産税等の減免に係る申請書には申請者の「個人番号又は法人番号」を記載しなければならないと定められているが、当該申請書にその記載がないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- (3) 固定資産税等の減免に係る申請書において、決裁者の押印が漏れているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

2 固定資産(土地)鑑定評価員選定委員会に係る事務について

固定資産(土地)鑑定評価員選定委員会要綱に基づき設置されている固定資産(土地)鑑定評価員選定委員会は、財政部長、契約検査課長、財産活用課長等の委員で構成すると定められているが、これらの委員に対する任命手続が行われていないので、適正な事務処理に改めること。

3 契約事務について

八尾市財務規則において、契約を締結するときに契約書に記載すべき事項が定められているが、契約書に必要とされる事項の記載がないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

4 備品の管理について

備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品登録がされていないものが見受けられたので、速やかに所定の手続を行うとともに、適切に管理すること。

【納税課】

1 備品の管理について

備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品登録がされていないものが見受けられたので、速やかに所定の手続を行うとともに、適切に管理すること。

【共通事務】

1 文書事務について

伺書において、以下のような事例が見受けられた。これらは、部内各課に共通する事務であることから、改めて部内全所属において研修等の実効性のある取組を行い、八尾市事務処理規程等に基づく適正な事務処理を行うこと。

- ① 決裁区分が誤っているもの
- ② 決裁日の記入が漏れているものや完結日が誤っているもの
- ③ 非公開部分の内容の記載が漏れているもの

【所見】

市税の賦課事務について

財政部の定期監査に当たっては、市税の賦課事務を重点項目として実施した。特に市税の賦課事務のうち課税客体の捕捉調査及び市税の減免について、本市監査専門委員 石崎一登氏に調査を依頼し、次のとおり調査結果が報告された。

まず、課税客体の捕捉調査については、事業所への給与支払報告書照会、未申告法人に対する調査、農地に関する課税状況の確認等の課税客体捕捉調査が府内各市と比較した中でも幅広く行われ、収入確保に繋がっていること、個人市民税及び固定資産税の減免事務が法令、要綱等に基づきおおむね適正に行われていること、また、個人市民税の減免事由の見直しについて、他市の実態調査の結果をもとに今年度、市税条例等の改正の手続が進められていること等が評価されている。

あわせて、監査専門委員の所感として、次のとおり述べられている。

第一に、今後、個人市民税の課税客体の捕捉において、市税システムとマイナンバーの連携に関する国の動向など情報収集に努められたい。また、個人市民税の減免について、適正な制度運用が求められるため、現行の減免制度について、社会環境の変化や他市の動向を注視し、今後も継続的な見直しに取り組まれたい。

第二に、法人市民税の未申告法人に対する訪問調査後のフォローやてん末の詳細を記録されたい。

第三に、固定資産税において、システム上、土地及び家屋に係る総合的な知見を蓄積できる体制整備を行う必要がある。また、固定資産税の減免について、公益上の必要性を減免事由としているものがあるが、公益の内容が社会経済情勢等に応じて変化していくことに鑑み、今後、継続的に検証する必要がある。

監査専門委員の調査報告を踏まえた監査委員としての所見は、次のとおりである。

平成 28 年度から財政部に設置された市税収入確保等に係るプロジェクトチームによる課税客体の捕捉調査等の継続的な取組を行うことにより、市税収入の確保に一定の効果が現れている。今後においては、市税収入の減少が見込まれるが、効果検証を行い、引き続き、課税客体の的確な把握に取り組まれない。

最後に、財政部におかれては、今後、新型コロナウイルス感染症の影響による歳入の減少が見込まれるため、前述の内容及び監査専門委員の調査結果等を参考に、自主財源である市税はもとより、国の交付金等の財源の確保に努め、今後の社会経済情勢の変化に対応可能な行財政運営に取り組まれることを期待している。

【意見】

本市の組織及び運営の合理化に資するため、地方自治法第 199 条第 10 項に基づき、次のとおり意見を付す。

公有財産の管理と情報の一元管理について

財政部財産活用課が庶務を担っている八尾市公有地有効活用検討委員会は、公有地(市有地並びに八尾市土地開発公社及び八尾市開発協会が市に代わって先行取得した土地)の活用や処分方法等を検討し公有地の有効活用を図ることを目的として設置され、これまで先行取得した土地を中心に検討してきたが、平成 28 年度以降は開催されていない。

一方、市においては、平成 27 年 8 月に「八尾市公共施設マネジメント基本方針」が出され、それに基づき令和 2 年 6 月に「八尾市公共施設マネジメント実施計画」が策定された。公共施設マネジメントを実践する仕組みと組織づくりの推進体制については、全庁横断的に取組を進めるために副市長、関係部局長で組織する「公共施設マネジメント推進会議」において公共施設マネジメント全体を総括するとされており、その事務局は政策企画部政策推進課公共施設マネジメント推進室に置かれている。

当初の公共施設マネジメント推進会議の設置の背景には、公共施設マネジメントの基本方針に基づき持続可能な自治体運営を進める上で必要となる老朽化や耐震問題を抱える公共施設の再編や市有財産の有効活用や財源の課題解決を図るという目的があった。その後の社会情勢や財政環境が変化中、公共施設の再編・再配置の検討をする場合には、建物だけではなく市有地も含めた公有財産についての情報を一元管理し、全庁的な視点で政策的な検討や関係課との調整が求められているところである。

今後、これらの経過を踏まえ、公有財産の管理及び有効活用が、市民の安全、安心を最優先に、全庁的な視点での検討や速やかな決定が行えるよう、公有財産の経過や方針決定後の進捗についても定期的に情報共有をすることにより、これまでの八尾市公有地有効活用検討委員会の役割を含めて、全庁横断的に関係課との連携、調整を行う仕組みが効果的に機能することを期待している。

八尾市長 山本桂右様

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	重松 恵美子
同	榭井 政佐美

監査結果報告書

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を八尾市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

記

1 監査の実施期間

令和2年8月6日から同年12月24日まで

2 監査の対象部局

市立病院事務局（企画運営課）

3 監査の対象

令和元年度の財務事務等（必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とした。）

4 監査の着眼点及び重点項目

- (1) 財務事務等の管理及び執行が関係法令に適合し、正確かつ最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点とした。
- (2) リスクの重要度を考慮し、次に掲げる事項を重点項目とした。
 - ア 八尾市立病院におけるPFI事業
 - イ 窓口公金取扱事務
 - ウ 契約事務

5 監査の実施方法

- (1) 事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、その執行状況を聴取し、質問を加える等の方法で実施した。
- (2) 本監査の対象のうち、八尾市立病院におけるPFI事業のモニタリングについては、本市監査専門委員 戸村智憲氏にその調査を依頼して実施した。

6 監査の結果

監査の結果、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するもの等が見受けられた。なお、監査専門委員に調査を依頼した事項にあつては、その調査の結果を踏まえ、本監査の結果とした。改善等を要するものについては必要な措置を講ずるとともに、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。

また、改善等を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、遅滞なく報告されたい。

【企画運営課】

1 診療情報の開示に係る事務について

八尾市立病院診療情報開示判定委員会要綱において、患者等からの情報開示請求書を受理した場合は委員長が委員会を招集し、開示又は非開示の判定を行うこととされているが、委員会を開催せず開示しているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

2 管理規程の整備について

(1) 令和2年4月1日に施行された民法の一部改正において、売主のかし担保責任に関する見直しが行われたが、これに伴う八尾市立病院契約規程の改正が行われていないので、速やかに規定の整備を行うこと。

(2) 市立病院に勤務する職員に支給する手当について、管理規程で定めるべきところ、要綱で定めているものが見受けられたので、規定の整備を行うこと。

3 八尾市立病院幹部会議に係る事務について

八尾市立病院幹部会議設置要綱に基づき設置されている八尾市立病院幹部会議は、病院事業管理者、特命総長、総長等で構成すると定められているが、これらの委員に対する任命手続が行われていないので、適正な事務処理に改めること。

4 通勤手当及び住居手当に係る事務について

(1) 通勤手当の支給は、八尾市立病院企業職員通勤手当支給規程において、届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたものであるときは、その届出を受理した日の属する月の翌月から通勤手当の支給を開始すると定められている。通勤届に受付印がなく、支給月の基準となる日が確認できないものや定期券の写し等の必要書類が添付されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

(2) 住居手当の支給は、八尾市立病院企業職員住居手当支給規程において、届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたものであるときは、その届出を受理した日の属する月の翌月から住居手当の支給を開始すると定められている。住居届に受付印がなく、支給月の基準となる日が確認できないものや領収書の写し等の必要書類が添付されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

5 契約事務について

契約手続について、以下のような事例が見受けられたので、地方公営企業法、同法施行令、八尾市立病院会計規程、八尾市立病院契約規程(以下「契約規程」という。)等に基づき適正な事務処理に改めること。

- ① 契約規程に基づき契約保証金を免除する場合において、伺書にその意思決定に係る記載がないもの
- ② 契約規程において、契約を締結するときに契約書に記載すべき事項が定められているが、契約書に必要とされる事項の記載がないもの
- ③ 契約書の特約条項において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の引用条項が誤っているもの
- ④ 伺書に記載された随意契約の理由をもって競争入札に適しないとは言い難いもの
- ⑤ 随意契約に係る適用条項が誤っているもの
- ⑥ 見積りの徴取に必要な仕様書が確認できないもの

6 文書事務について

単価契約の締結に係る伺書において、決裁区分を判断するために必要な予定総数や予定総額が記載されていないものが見受けられたので、八尾市立病院文書取扱規程等に基づく適正な事務処理を行

うこと。

【所見】

八尾市立病院におけるPFI事業について

市立病院事務局の定期監査に当たっては、PFI事業を重点項目として実施した。特にPFI事業のモニタリングについて、本市監査専門委員 戸村智憲氏に調査を依頼し、次のとおり調査結果が報告された。

まず、PFI事業については、全体のコストを抑えつつもPFI事業を受け持つ民間企業へのインセンティブ等を提供しながら、バランス感のある事業推進及び管理監督が必要であるとし、モニタリング全般において適正であった。また、内閣府のPFI事業に関する「モニタリングに関するガイドライン」、「八尾市立病院維持管理・運営事業(第2期)モニタリング基本計画書」及び「八尾市立病院維持管理・運営事業(第2期)モニタリング実施計画書」に即し、おおよそ適正なモニタリング水準を満たしていると評価されている。

あわせて、監査専門委員の所感として、次のとおり述べられている。

第一に、住民視点・患者視点で、どれだけ安心・安全に貢献できているかについて評価指標を設けて、継続評価・経年比較していくことが重要であり、様々な手法を活用することでより透明性のある運営に努められたい。

第二に、リモート対応及び電子化等について、モニタリング活動のICT化やオンライン会議等も活用したりリモート対応、法令上で必須とされるもの以外での押印省略・電子署名・電子印鑑等の活用、ペーパーレス化を推進することでコスト削減効果を見込むことができる。

第三に、PFI事業で利害関係のない企業等を含めた三者見積り手続やコンプライアンスの確認等について、PFI事業関係各社からアンケート調査等により確認する機会を創出することで談合等を含めた不正対策が可能になる。

さらに、八尾市立病院のホームページにおける多言語対応や災害対策としてのピクトグラム及び多言語表示シート等の活用、市民等へのアンケート実施等を検討し、変動する社会環境への適応が必要である。

監査専門委員の調査報告を踏まえた監査委員としての所見は、次のとおりである。

PFI事業の透明性の確保について、施設設備に係る大規模修繕費や委託料の増により、第2期PFI事業費は第1期に比べ大幅に増加しており、支出に係る決定過程のモニタリングがより重要となっている。今後も引き続き、適正かつ効果的な支出という観点から、支出額の抑制と公共サービスの質・安全性等とのバランスに着目したモニタリングを行い、PFI事業の透明性の確保に努められたい。

また、PFI事業者との連携について、新型コロナウイルス感染症への対応により、病院収入が減少し、今後の病院経営への影響が懸念される中、経営状況の回復に向けて効率的に事業を推進していくため、PFI事業者と連携した社会状況の変化への対応が求められる。今後も引き続き、更なる連携の強化に努められたい。

最後に、八尾市立病院におかれては、前述の内容及び監査専門委員の調査結果等も参考にされ、市民の命と健康を守り、良質で安全な医療の提供が継続される病院経営を期待している。